

**平成３０年度
予算編成及び政策推進に対する要望書**

**平成２９年１１月
高志会**

目次

1. 【財政】～子どもにツケを回さない社会の実現に向けて～

- 1. 起債残高の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
- 2. 国民健康保険会計の健全化・・・・・・・・・・ P. 5
- 3. 産業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
- 4. ファシリティマネジメントの推進・・・・・・・・ P. 7
 - 4-1. アプラたかいし
 - 4-2. 高石市保健医療センター
 - 4-3. 公民館
 - 4-4. 上下水道

2. 【組織強化】～市民がよろこぶ市役所作り～

- 1. 経済戦略課の創設・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10
- 2. ソーシャルメディアを活用した広報戦略
- 3. 地方分権に向けて権限等の受け皿体制作りの推進・・・・・・・・ P. 11
- 4. 窓口業務の民間委託
- 5. 分限免職基準の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 12
- 6. 民営化並びに指定管理者制度の推進
- 7. 市立図書館の民間委託
- 8. 公務員試験のSPI導入・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 13
- 9. マイナンバー制度について
- 10. 石油貯蔵施設立地対策等基金条例について

3. 【ブランド戦略】～活気あるまちづくり～

- 1. 商工会議所との連携強化・・・・・・・・・・・・ P. 15
- 2. 高師浜線の活性化
- 3. 旧市民会館・図書館の再開発について
- 4. 芦田川整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 16
- 5. 関西空港の活性化と泉州9市4町の連携
- 6. 人口問題について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 17
- 7. 高石市内の各駅周辺のあり方について・・・・・・・・ P. 19
 - 7-1. 高石駅西地区
 - 7-2. 北助松商店街
 - 7-3. 富木駅周辺
 - 7-4. 高石駅前東側再整備
 - 7-5. 羽衣再開発事業
- 8. Wi-Fiの整備について・・・・・・・・・・・・ P. 20
- 9. 市民活動による街の活性、文化の継承への支援制度・・・・・・・・ P. 21
- 10. 広域連携の取り組みについて

4. 【公平な社会の実現】～みんなに優しいまちづくり～

- 1. 滞納金の整理・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 22
- 2. 介護予防の充実
- 3. 子育て世代の居場所作り
- 4. 生活保護の適正受給

5. こども医療費のあり方	P. 23
6. 母子健康センターの利用促進	P. 24
7. 福祉バスの有効活用	
8. 高齢者の「生涯現役社会」の実現	
9. 定期的な福祉の連絡協議会の開催	
10. 保育所の継続入所について	P. 25
11. 健幸のまちづくりの取り組みについて	
12. コミュニティカフェについて	
5. 【防災・防犯】～市民が安心して安全に暮らせるまちづくり～	
1. 臨海工業地帯の防災対策	P. 26
2. 総合避難訓練のレベルアップ	
3. 被災時のパートナーシップ	
4. 道路の整備	P. 27
4-1. 南海中央線	
4-2. 新村北線	
4-3. 高石北線	
4-4. 取石418線、富木線	
4-5. 建築基準法第42条第2項道路後退整備の遵守	
5. 都市計画道路の事業化	P. 29
6. 【環境】～美しい高石の環境保全のために～	
1. ごみ減量化に向けた取り組み	P. 30
2. 空き地対策	
3. 市役所の省エネについて	
4. ゴミ委託料の算定基礎について	P. 31
5. 公共施設におけるトイレの洋式化	
6. 土木公園課の営業課の予算増額	
7. 【教育】～他市に誇れる文教都市に向けて～	
1. 公立幼稚園の機能集約	P. 33
2. 校区編成	
3. 学校に国旗の常時掲揚	
4. 日本人教育	P. 34
4-1. 高石っ子憲章	
4-2. 道徳教育	
4-3. 偉人伝教育と二宮金次郎像の設置	
5. いじめの現状と対策の検討	P. 35
6. 高石市文化向上施策	P. 36
7. 土曜日授業の復活と補習の強化	
8. 公立中学校図書室に司書の配置を	
9. 教育現場に専門のカウンセラーを	
10. 子供達が思い切り遊べる環境の整備	P. 37
11. 小中学校のAEDの配置について	P. 38
12. 中学校の部活動指導員の制度化を	

Ⅰ．【財政】～子どもにツケを回さない社会の実現に向けて～

1. 起債残高の削減（政策提案）

図1で示されているように、本市の起債残高は平成15年度から緩やかな減少傾向にあったが、平成21年度から再び残高が増えている。これは小中学校の耐震化ならびに大規模改修に充てられた起債や土地開発公社への無利子貸付などが主な要因である。学校施設の耐震化は、市民ニーズも高く、起債額が一時的に増えたとしても実施すべきであったと考える。

また、学校耐震化事業や無利子貸付などにおける起債が発行されなかったはずの平成23年度で起債残高が増えてしまっている。これは、南海中央線の事業再開、連続立体交差事業の工事着手などが主な要因として挙げられる。どちらも事業認可されており、その財源も大部分が国や府の補助金であるため、事業そのものの廃止か否かを検討する余地は全くなく、事業進捗の遅速のみが本市に選択肢として残されている。であるならば、事業にかかる人件費や土地の賃借料などの必要経費が毎年嵩んでいくことから、進捗速度が上がる方が財政的観点から考えても望ましいといえる。

特徴的に残高が伸びている平成25年度においては、土地開発公社解散に向けた第三セクター等改革推進債（たたみ債）の発行が要因である。公社の保有する負債の大部分を、起債を発行することで賄ったため、約50億円もの起債発行額が一気に積み上がった。公社は市が全額債務保証していたため、実質的には「金利が金利を呼ぶ借金」から「償還年限のある起債」に変わったため将来的な負担は大きく軽減されることになった。然は然り乍ら、幾億円もの税が市民サービスに還元されることなく霧散していったことは歴史的な反省事項であり、今後、このような「将来世代に負担を回すような政治姿勢」は決して許されるものではない。

また、平成26年度における残高の上昇要因は防災機能を有した総合体育館「カモンたかいし」の建設によるもので、約5億8000万円の起債が発行されている。

このように、今日に至るまでの起債残高の増加要因は、小中学校の耐震化、連続立体交差事業、公社解散に伴う緊急的支出、防災体育館の建設など、市民ニーズを満たすものであり、そして、議会の賛同も得ながら進めてきた。

よって、上述のような事業がおこなわれない年度は当然に起債残高が減少傾向にならないと、本書をもって一貫した主張を続けてきた。

そのような経緯のなか、平成27年度は約5億円もの起債残高を減らすことができた。市民の理解と市職員の努力に対し感謝の念を禁じ得ない。

とはいえ、本市の財政は予断が許せない状況であることに変わりはない。ローン返済額が財政規模を占める割合である実質公債費比率が非常に高く（図2参照）、25%を上回ると早期健全化団体となってしまう、様々な制約が発生してしまう。それだけは絶対に避けなければならない。



図1:起債残高の経緯

本市の財政状況は他市に比べ、実質公債費比率が高いことは明確である。これは今まで発行してきた起債の償還額が一般会計の財政規模を圧迫させている割合を示している。であるならば、本市の財政課題は起債の残高を減少させ、将来負担を減らしていくことであることは今さら議論する余地もない。起債残高の減少を要望する。

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
実質赤字比率	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-
実質公債費比率	14.2%	13.8%	13.8%	15.0%	15.4%
将来負担比率	222.7%	203.9%	206.0%	189.8%	178.5%

図2:健全化 4 指標の経緯

2. 国民健康保険会計の健全化（政策提案）

我が国の国民健康保険制度は、構造的な課題を抱えている。

1 点目は年齢構成である。健保組合と比較してみると、65～74 歳の割合は国保が 32.5%、健保組合が 2.6%、一人当たり医療費は国保が 31.6 万円、健保組合が 14.4 万円とその差は歴然で、年齢構成が高いことから医療費の水準も高くなっている。

2 点目は財政基盤である。所得水準をみてみると、加入者一人当たり平均所得では国保は 83 万円、健保組合は 200 万円（推計）であり、かつ、無所得世帯割合が 23.3%も占めている。もちろん保険料負担も重く、収納率も年々低下している（平成 11 年度：91.38% → 平成 25 年度：90.42%）。財政基盤が著しく弱い自治体は一般会計からの繰入を大幅に行わなければならない状況である（住民税で運営されている一般会計から補てんするということは健保組合からの拠出をしているということで、健保組合加入者からすれば二重負担になってしまう）。

3 点目は財政の安定性と市町村格差である。1716 の保険者である市町村等のなかで 3000 人未満の小規模保険者が 458 団体あることや、市町村間で医療費・所得・保険料の格差の広がりが止まらなくなっている。

こういった構造的課題を解消すべく厚生労働省は「国民健康保険の改革による制度の安定化」のなか平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化することが方向づけられた。

高石市の国民健康保険特別会計は翌年度繰上充用金と呼ばれる来年度からの借金で会計の帳尻を合わせている状態が過去 10 年以上続いている。その累積赤字額は 8 億円を超える。上記の全国的な国保の制度改革により、累積赤字を解消することが急務となっている。

平成 24 年度は、5 年ぶりに黒字に転じる事が出来た。収納率向上対策、ジェネリック医薬品の普及、コンビニ収納の実施など担当課の努力が奏功したものと高く評価する。また、平成 25 年度からは昨年度の要望でも挙げている「法定外繰入」が実施され、国民健康保険会計の健全化が促進されたものと理解をする。

今後も他市の先進施策などを注視しながら、導入できるものは導入し、国民健康保険会計の累積赤字の解消を要望する。



図3:国民健康保険会計の累積赤字の推移

3. 産業振興（政策提案）

雇用や税収増、また市民が暮らしをより豊かにしていくためには、産業の育成が欠かせない課題と言える。観光、エネルギー開発（液化天然ガス発電所の増設）、食料増産（農業工場）など、投資価値の高い、有力な未来に向けての産業振興は数多くあると考える。

平成 26 年度の高石市の臨海企業の 65 事業所で、製造品出荷額等が 9456 億円となっており、大阪府下 5 位となっている。高石市の更なる発展には、この臨海企業の業績をさらに高めていくことは不可欠となっている。

企業立地等促進条例が平成 34 年 3 月 31 日まで更新し、高石市工場立地法準則条例が平成 29 年 4 月に施行され、工業専用地域における緑地面積率等が緩和された。今後とも臨海企業各社と綿密な情報交換を行い、企業のニーズを把握したうえで、企業の更なる設備投資の活性化、新規企業の移設、災害対策の投資を促すことを要望する。

3-1. ふるさと寄附金（予算要望・政策提案）

平成 27 年度は、全国のふるさと納税の手続きの簡素化により、前年度の 4.3 倍に急増した。しかし、行き過ぎた返戻品合戦を繰り広げた結果、本年 4 月 1 日に総務省はふるさと納税の返戻品の価格を 3 割まで抑えるよう全国の自治体に要請した。

高石市民が他市の「ふるさと寄附金」を活用しているのは、平成 27 年度実績は 7,304 万円（市控除額は 3,265 万円）にも及び、高石市へのふるさと寄附金は約 241 万円であった。また、平成 28 年度は同様に 1 億 3,003 万円（市控除額は 5,723 万円）にも及び、高石市へのふるさと寄附金は約 402 万円であった。つまり平成 27 年度は約 3,000 万円、平成 28 年度は約 5,300 万円の税金が、市外に流出している状況となっている。

ふるさと納税の趣旨に反した、行き過ぎた取り組みに関しては注意していくべきだと考えるが、まずは返戻品の還付率を総務省が示している 3 割程度までは引き上げていき、これまでの慣例にとらわれない謝礼品の展開を積極的に促すことや、さらには、官民の連携を強めて産業育成を促すよう、資金面のサポート、情報交換などに取り組むよう要望する。

また、行政の課題解決に寄付者の意思を反映させるクラウドファンディング型のふるさと寄付金のあり方を検討することも合わせて要望する。

3-2. 発電所の増設（政策提案）

東日本大震災発生前、日本の原子力発電所は 50 基稼働していたが、2017 年 5 月時点では 5 基のみである。日本や関西の経済を考える上で、電力は必要不可欠であり、電力需要や料金を安定させなければならない。そういったことから、液化天然ガスの火力発電所の建設が求められる。高石市内の臨海企業に液化天然ガスの火力発電所の建設を促し、高石市の税収増を促すと共に、市内の各企業に安全安心な電力が供給できる体制を構築するよう要望する。

3-3. 農業工業化政策の推進（政策提案、予算要望）

高石市では現在専業農家はほとんどなくなり、兼業農家が占めている。そこで、未来の産業振興として完全閉鎖型の葉物野菜工場がある。

発光ダイオード(LED)などの人工光を用い、照度、湿温度などを自動制御で管理して野菜類を栽培する水耕栽培があり、野菜工場の利点は、露地栽培と比べて極めて効率的な短い周期での通年栽培が可能であり、栄養価が高く無農薬で安心な野菜を、天候や気象条件に左右されることなく確実な出荷量が見込める点である。

そのような野菜工場を高石市に誘致し、学校給食などに活用することで地産地消を図り、かつ、「高石産」とした名産作りに寄与できるような取り組みをするよう要望する。

4. ファシリティマネジメントの推進（予算要望・政策提案）

本市の公共施設は高度経済成長期の昭和 40～50 年代に集中的に建てられたものが多い。同じ時期に一斉に建てられたものは、同じ時期に一斉に老朽化をむかえる。いずれは必要となる公共施設の大規模な改修、修繕を実施しようとしたとき、多額の支出が容易に予測

される。そのとき、高石市は施設の管理者として「財源不足」を言い訳にはできない。

現段階から、「大規模修繕実施の時期」「必要とされる全体コストの把握」「積立、機能集約などの対策」を講じていかなければならない。

平成 26 年 5 月 21 日に国土交通省が「インフラ長寿命化計画」を策定し、平成 28 年度までに公共施設等総合管理計画を市町村が策定するよう要請されている。それを受けて、ようやく、平成 27 年度の施政方針で、高石市においても公共施設を適正管理していく計画を策定すると明確に方向づけられ、平成 29 年 3 月に高石市公共施設等総合管理計画が策定された。

当該計画には、以下の内容が基本方針に記載されている。

- 半分以上の建築物が築 30 年以上を迎えており、20 年後にはほとんどの建築物が建て替え時期を迎える。
- 上下水道施設では、耐用年数の 40 年を超えている上水管が現時点で 3 割近くになっており、20 年後には約 7 割に達する。
- 人口 1 人当たりの公共建築物の延床面積は、3.43 m²/人となっており、堺市、和泉市、泉大津市を上回っている。
- 維持管理経費の増加は避けられないが、耐用年数を迎えた施設等を全て更新（建替え）する財源確保が困難である。
- 公共建築物の適正な規模や配置を検討し、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の管理に取り組むことによって、将来への負担を軽減する必要がある。

これらの課題は、計画的な公共施設等の新設がおこなわれていなかったことが背景にある。いま、我々は全国的な課題となっている維持管理コストの問題を未来へ先送りさせるようなことがあってはならない。

そのうえで、当該計画には以下の点が不足している。

- 近隣市との連携（公共施設等の共同利用）
- 全庁的に公共施設の状況を把握し、維持管理の理念が記された施設白書
- 複合施設の可能性
- 施設総量の最適化に向けた目標設定
- 新規施設整備の運用指針（ルール作り）

現計画では、ほとんど既知の情報を網羅したのみで、施設等を維持管理していくうえで、新たに発生した課題、施設等の横断的な現況、今後の方向性が盛り込まれていない。このままでは、計画を策定しただけでミッションが達成したと成りかねない。以上の点を記載した計画策定を要望する。

4-1. アプラたかいし

アプラたかいしは平成 15 年に建設され、本年で築 14 年を迎える。平成 28 年度は、外壁塗装工事や防水工事を中心とした大規模修繕工事が行われ、平成 29 年度は、3・4 階のフロアなどの改修工事がおこなわれた。しかしながら、ギャラリーの空調工事など、まだまだ未着手の部分もある。引き続き、利用者目線に立った改修工事を要望する。

4-2. 高石市総合ライフケアセンター

高石市総合ライフケアセンターは築 13～17 年が経過しており、施設全体の補修を行うべき時期である。同時に「建物本体」と「専門医療機器」の改修が必要と考えている。長

期的なビジョンをもって、施設の大規模改修や専門医療機器の更新計画の策定を要望する。

4-3. 上下水道

高石市は「水道老朽管更新計画」を定め、平成 26 年度から 3.2 km/年ずつの更新を進めていくとのこと。それに伴い、毎年度、約 4.5 億円の支出増が必要となることから、単年度黒字を保てなくなる見込みが示されている。内部留保（資金剰余）が約 17 億円積まれているが、高石市水道ビジョンの推計では、これも平成 46 年で残高が底をつくことが想定されている。

管路の耐震管率（4.5%※平成 26 年度）は府内同規模事業体平均（13.8%）よりも大幅に下回っており、また法定耐用年数（40 年）を超える老朽管が約 48 km（全体の 27%）ある。また、構造物・設備等においても、全体の約 47%が法定耐用年数を超過していることから、管路や設備等の更新作業の必要性が非常に高いことが窺える。

一方で、保険料の増や増税などで住民負担は日に日に増している。水道の安定供給が社会から要請されているとはいえ、その料金の徴取については客観的な観点と長期的な視点に立ち、また、市民への説明責任も果たさねばならない。

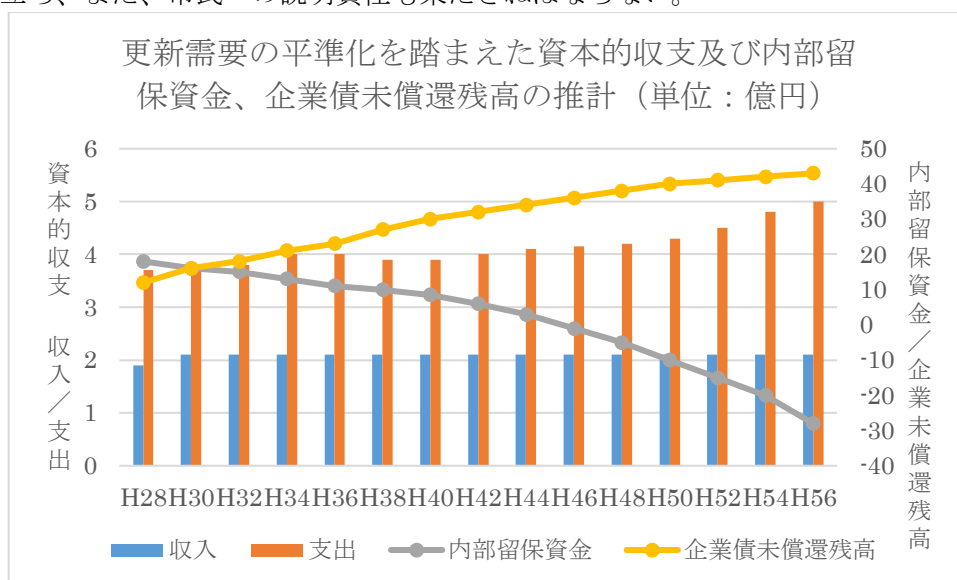


図4:水道事業会計の収支シュミレーション(高石市水道ビジョンより引用)

II. 【組織強化】～市民がよろこぶ市役所作り～

1. 経済戦略課の創設（政策提案）

高石市は市域面積の約半分が臨海工業地帯である。法人税や固定資産税などの税収が他市より多くの割合を占めており自主財源が豊富な自治体であり、この工業地帯が本市にもたらす影響は非常に大きいものである。

そういった環境下において市は臨海工業地帯と連携を強めていかなければならない。西日本でもトップクラスの本市の企業立地等促進条例は大いに評価できるが、大企業の海外流出に歯止めをかけられない状況下において、今迄以上に臨海工業地帯との連携を図っていかなければならない。

しかし、臨海企業との連携を図る担当の部署は経済課で、その所掌する事務は農業、水産業、消費者行政、商工業とあまりにも広範囲に渡ってしまっている。臨海企業や内陸部の経済活性にのみ特化した経済戦略課を設置し、臨海企業のニーズを汲み取ることで新設や増設などの設備投資を促し、固定資産税などの税収増を図るべきである。

2. ソーシャルメディアを活用した広報戦略（予算要望・政策提案）

スマートフォンやタブレットの普及により、いつでも、どこでも大量に情報を得ることができるようになった。情報が膨大に増えることにおいてユーザーと情報の関係性が大きく変わったことは、情報収集への向き合い方である。

情報が膨大にネット上に流れることによって、ユーザーは能動的に情報を収集する姿勢から、受動的に情報を収集する傾向へと変化した。

他市の状況をみてもイベント案内や市民サービスの周知不足を解消するために公式の Facebook ページを作成する自治体が増えてきている。高石市としても Facebook の「REBOOT」を立ち上げ、積極的な情報発信を行っているが、市が発信したい情報を投稿しているだけで「みんなでつくる」というキャッチフレーズは反映されていない。

市民が広めたいイベント情報などを集約し、公開については市が責任をもって行う等、「みんなでつくる」という目的の達成に向けて運営するべきである。

また、同時に必要なのは、イベントや行事の情報発信だけではなく、市民サービスを周知させる発信基地も必要である。マイナンバー制度や空き家バンク制度など、市民に周知しなければならないが、「広報と HP だけでは不十分という分野」の情報発信こそ基本であるべきと考える。



図5:高石市のFacebook ページ

3. 地方分権に向けて権限等の受け皿体制作りの推進（政策提案）

特例市並の権限を移譲するという大阪府の権限移譲実施計画が策定され、自治体同士の広域連携で事務を受け入れるため、高石市・泉大津市・忠岡町・和泉市・岸和田・貝塚市で福祉事務の共同処理が実現し、権限移譲に向けた基礎自治体の水平連携が図られたことは、今後の地方分権の動向から考えても、その功績は大きいものである。高石市単独で事務を受託していた場合を想定しても、人件費等により年間約 4,000 万円の新たな支出が必要とされるが、この共同処理によって年間約 440 万円の負担金で事務処理が可能になっていることから、事務の共同処理のコストメリットが効果的であることは明白である。

住民に最も近い距離にいる基礎自治体の裁量が拡大されることは望ましいが、移譲される権限や事務に振り回され住民サービスが低下してしまっては本末転倒である。これからの基礎自治体は、こういった地方分権の波に耐えきることのできる体制を構築していかなければならない。

現在、進めている共同処理を活かして、移譲される権限だけではなく、既存の事務も水平連携を活かして効率的に処理し、これから新たに移譲される権限をしっかりと受け入れることのできる体制を構築しなければならない。例えば、電話相談がほとんどの消費生活センターを隣接する自治体と共同で運営するといったことや、市民税などの滞納対策に要する人件費も単独で行うよりも共同で行うことでスケールメリットが発生する。このように既存の事務の共同処理も積極的に受け入れることでローコスト運営をしていける体制作りを要望する。

4. 窓口業務の民間委託（予算要望・政策提案）

市役所の窓口は市民と接する機会が最も多い職場である。市民が抱く市役所へのイメージは、ほとんどがこの窓口で形成されるといっても過言ではない。

窓口の接遇を改善させるための教育ができるフロアマネージャーを配備するなどし、窓口業務の改善をいち早く進めていくべきである。

ここ数年、再三にわたり窓口改善の要望をしてきたが、抜本的な改善に至っていない。現在、全国各地で市役所業務の窓口民間委託は進んでおり、一定の人件費の削減効果があると推察する。

窓口民間委託のメリットは、「開庁時間の延長」「資源の重点配分」「官民の役割分担で、担い手の最適化」「民間が入ることによる職員の意識改革」「市民との協働によるまちづくりの推進」などが挙げられる。

また、窓口民間業務のデメリットとしては、「高度な対応」「窓口での混乱」「高度な判断を求められた場合の対応」「民間事業者が倒産してしまった場合の対応」などが挙げられる。現在、高石市のパスポート業務においては、民間から派遣された人員により処理されている。

今後、民間委託することにより市役所のサービスとして、土曜日・日曜日・祝日の開庁の実現や、高石に引っ越してきた家族向けへのインフォメーションの実施など、行政コストを下げた上でのサービスの向上を目指す仕組みが実現できる。よって「窓口業務の民間委託のあり方検討委員会」の設置等の予算措置を要望する。

5. 分限免職基準の明確化（政策提案）

公務員の身分を失わせて、公務全体の機能を維持することを目的とした分限免職は、職務上の義務違反について個人の責任を問う「懲戒免職」とは異なり、個人の責任は問われない。しかし、分限免職の処分が行われるケースは非常に稀である。職務上の義務違反に対する制裁として行われる懲戒免職に比べて、免職させる基準の設定が難しいためである。これが「公務員をクビにできない理由」である。したがって、職員としての身分を持ったまま、長期間にわたって断続的に休職を繰り返している例も見られる。

しかし、明らかな勤務実態不良や適格性欠如の状態が継続する職員を雇用し続けることは、市民から納得のいく税金の使い道では決してない。また、誠実に職務に励む職員の矜持を保つためにも分限免職の基準を設け、本市職員の規律を向上させなければならない。

メンタルヘルス対策と同時に連動させ、職員のモチベーションを向上させるとともに、適正さを欠いた職員が免職処分される基準を明確化し、かつ、それによって無駄な人件費が削減されることを要望する。

6. 民営化並びに指定管理者制度の推進（予算要望・政策提案）

指定管理者制度とは、公の施設の管理について多様化する市民ニーズに対応するために、民間事業者などが有する経営ノウハウを活用し、施設の活性化や市民サービスの向上と経費の削減を同時に図ることを目的としている。

高石市の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を可能にするために高師浜運動広場の指定管理や公立小学校の学校給食、市役所の窓口業務などの民営化の更なる推進を要望する。

7. 市立図書館のあり方について（予算要望・政策提案）

市立図書館は平成 28 年 4 月より指定管理者が運営することによって、開館時間が延び、サービスも向上し、利用者数は伸びている。（前年比換算で、来館者数 133%、利用者数 111%、貸出冊数 112%）

これまで図書館入口の廊下側のじゅうたんが汚いことを指摘してきたが、平成 29 年 7 月には廊下の整備を行い、清潔な環境であるという印象を持った。一方で、図書館が開館して 15 年が経過し、リニューアルする時期といえる。

今後の取り組みとしては、指定管理者の期限が切れる平成 30 年 3 月以降で、図書館のリニューアル工事を行い、市民がより快適に過ごせる空間を創出できること。さらに、現在使われていない 4F の庭園は、利用の仕方によっては読書に快適な見晴らしのよい空間が形成されるよう要望する。

また、子育て世代からは「子供を連れていきやすい図書館」にして欲しいという意見がある。従来の静かな図書館というイメージが浸透しているために、泣きやすい乳幼児がいると気を遣ってしまうことや、保護者同士で気軽に話ができないなどの理由から利用意欲があるものの利用しにくいという欠点が挙げられる。

そこで、コミュニケーションの場として気軽に立ち寄れる図書館に変えていく必要がある。具体的に、世代間でコミュニケーションが図れる場作り、視聴覚室の自由解放、自習等のための机の増設など、従来の厳粛な図書館というイメージを変えて、様々な年齢層が利用するのに支障を感じないよう柔軟な対応を要望する。

8. 公務員試験の SPI 導入（政策提案）

SPI とは、Synthetic Personality Inventory の略で、リクルート人事測定事業部（現リクルートマネジメントソリューションズ）が開発した就職試験で用いられる適性検査のことである。これを使うと公務員試験のための勉強が不要となるため、より幅広い層からの受験が期待できる。「豊かな想像力」と「問題解決能力」のある優秀な職員を幅広く求めるためにも、民間企業で実績の多い「総合能力試験（SPI）」の導入を要望する。この導入により、公務員試験対策の必要がなくなり、民間企業志望の人材を広く募ることが可能になる。

9. マイナンバー制度について（政策提案）

マイナンバー制度とは、国民一人一人が生涯使う番号を割り当て、分散する個人情報、役所が一元管理するものである。平成 29 年から本格利用され徐々に拡大し、義務化・強制化が進んでいくことになるが、情報漏えいやなりすましなど様々な諸問題が起こっている。高石市は、マイナンバー制度の導入後の取り扱いには十分な配慮をすべきである。

10. 石油貯蔵施設立地対策等基金条例について（予算要望・政策提案）

使用用途が非常に限定されているのが、石油貯蔵施設立地対策等交付金である。

平成 27 年度と 28 年度で積み立てた財源により高師浜野球場の照明の改修を行い、平成 29 年度は救急車を購入する予定になっているが、もっと市民活動に即した優先順位の高い課題が高石市には蓄積している。

特に、公共施設の老朽化は、まちを衰退させる。この石油貯蔵施設立地対策等基金条例第 1 条には、本市の公共施設の整備を行い、もって市民の福祉の向上を図るため、高石市石油貯蔵施設立地対策等基金を設置するとある。交付対象には、「スポーツ又はレクリエーションに関する施設」や「教育文化施設」等も含まれており、当会派が優先して主張している「公民館」「図書館」その他公共施設の改修に充てるべきである。本市議会が加盟している石油基地防災対策都市議会協議会からも資源エネルギー庁へ「対象事業の拡大」を要望しており、聴取において「個別具体的な例があればその都度ご要望いただければ、相談に応じたい」と答弁されている。地域の実情に合

った支出ができるよう市からも国や近畿経済産業局に強く働きかけるよう要望する。

また、経済産業省からも災害時の燃料供給体制の充実として石油分野と電力分野の連携が求められている。本市においても、平成 28 年 11 月 5 日に先進的な供給訓練がおこなわれた。今後も、石油基地を抱える自治体の責務として、運べるライフラインである石油の供給訓練の練度を高めるよう要望する。

Ⅲ. 【ブランド戦略】～活気あるまちづくり～

1. 商工会議所との連携強化（政策提案）

議会は商工会議所と定期的に政経懇談会を実施し連携をとっている。行政としても従前よりは、相互の信頼関係が強いものになったと思うが、引続き更なる連携強化を進めることを要望する。

2. 高師浜線の活性化（政策提案）

高師浜線の活性化については、乗降客の増加と駅周辺の活性化に二分して検討・対応する必要がある。

まず本来の目的である乗降客の増加については、南海電鉄㈱自身が利用客の利便性を十分に考慮し、単純に羽衣駅での高師浜線と急行の接続を良くすれば済む話である。およそ30年前にはその利便性の高さから、乗降客は常に混み合っていた。当会派からも一般質問において度々指摘してきたが、まずは南海電鉄㈱自身の自助努力なくしては高師浜線の活性化は有り得ない。

具体的には羽衣駅における難波行きの急行との接続、また難波から帰ってきた急行と高師浜線が円滑に乗換できるダイヤ改正である。

駅周辺の活性化については、高石市はブランド戦略と称して、①羽衣地区再開発事業・J R 東羽衣駅北用地の民間開発、②臨海企業のバスターミナル、③エコ通勤によるレンタルサイクル、④伽羅橋駅の商店街・伽羅橋公園の改築、⑤旧市民会館・図書館の再開発、⑥シーサイドフェスティバル等6つの事業を計画し、その一部を実施してきた。

従前の高師浜線の乗降客の増加に資する事業としてではなく、伽羅橋駅周辺のシャッター街の解消や高師浜駅周辺の活性化等、まちづくりとしての事業実施を要望する。またこの観点から実施してきた事業の効果の検証を早急に実施し、軌道修正を含めた次の一手を早急に提示することを要望する。

3. 旧市民会館・図書館の再開発について（予算要望・政策提案）

平成28年旧市民会館・図書館の活用に係る検討会において次の内容が決定された。

- ・アイデア募集については、サウンディング型市場調査としてのヒアリングとして、一般及び事業者別に募集を行う。

- ・寄せられたアイデアについて整理及び検討し、活用する事業者を選定し、事業を具体化していくに当たっての一定の方向付けを行う。

応募の状況については、平成28年末より平成29年春までの募集期間に、一般52件事業者10件の意見が集まった。

活用に係る検討会は、これらの意見を総括したうえで5つの方向を示したところである。今後は当会派が以前より要望して来た通り、公募型プロポーザルにて事業者及び事業内容を決定することであり、この部分については評価するところである。

従前より要望してきたところであるが、ここまでの間長らく眠らせて来た地なので、事業内容の決定については慎重に精査するよう要望する。また市民が満足し、市外からも多くの方に利用され且つインバウンドの受け皿も担え、賑わい・活気の溢れる場となるような開発となる事業内容並びに事業者の選定を重ねて要望する。

4. 芦田川整備事業（政策提案）

ふるさとの川整備事業は、現在、芦田川ふるさと広場周辺でおこなわれており、この芦田川は高石のシンボルロードと位置付けられた南海中央線と接合することから、この地域は高石の美しい景観が集約されたエリアとなることが予想される。健康管理のためのウォーキングや愛犬の散歩など、市民の集う場として戦略的な導線を描くよう要望する。

また、新しい遊具や、緑化された沿道などが現在整備されているが、「最初だけキレイ」で何年か後に雑草は生い茂り、遊具の管理コスト縮減のため撤去されるなら、現在の整備費用が全くのムダになる。適切な管理が継続されるよう要望する。

今年度は、万成橋から西側に 1 本を建設する予定（予算額 5000 万円）だが、現時点においては財政状況と費用対効果を精査して慎重に検討すべきと考える。

5. 関西空港の活性化と泉州 9 市 4 町の連携（政策提案）

泉州地域の活性化には、地元 9 市 4 町と関西エアポート株式会社が共通の認識をもって互いに連携・協力し、関西空港の旅客需要・貨物需要を伸ばし国際ハブ空港の機能を強化することが必要不可欠である。観光庁による「関西へのインバウンド効果（図：6）」をみても、平成 26-27 年度で約 2 倍の増が算出されていることから、その期待値は一目瞭然である。

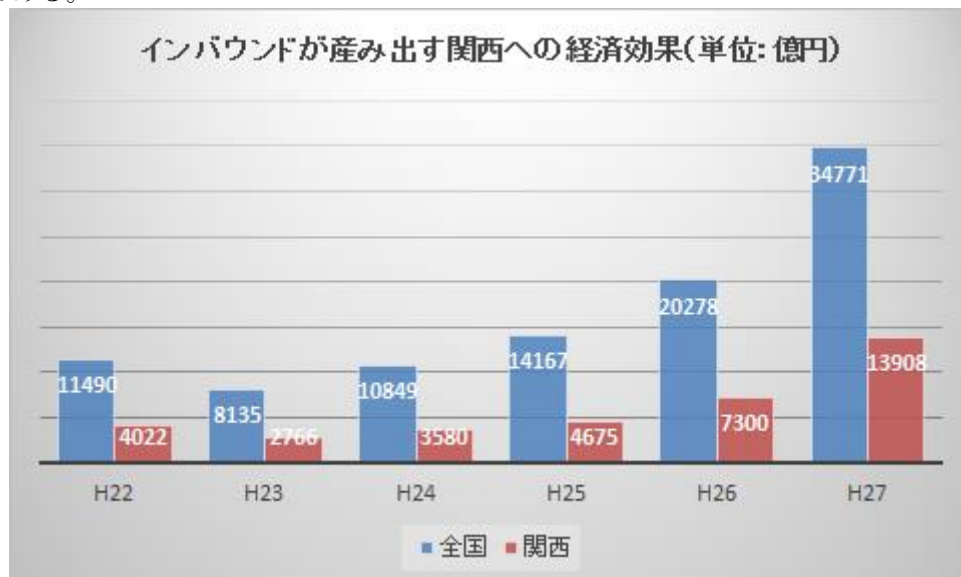


図 6: インバウンドが産み出す関西への経済効果

しかし、関西空港が国際ハブ空港としての機能を有したとしても、泉州地域へのインバウンドの効果を過剰に期待することはできない。新産業の創出や魅力的な観光地づくりなどの自助努力によって、初めてその地域が発展する。

関西エアポート株式会社によると、2015 年 1 月～12 月の国際線利用者数が前年比 24% 増の計 1625 万人で過去最高になったと示されている。2016 年には国際線利用者数が 1876 万人を超え、2 年連続で過去最高を更新した。外国人は 21% 増の 1217 万人と同じく過去最高を更新した。

また 2018 年 4 月本格稼働の泉州観光 DMO の立上により、関西国際空港を拠点とした泉州地域 9 市 4 町の連携が更に強固なものになると思われる。

従前より要望してきたが、高石市として「新産業の創出」や「泉州地域の観光資源を活用した魅力的な観光地づくり」を広域的な連携をもって構築していくことを改めて要望する。

6. 人口問題について（予算要望・政策提案）

最大で 6 万 7,000 人を超えていた高石市の人口は、年々減少傾向を辿り、現在は約 5 万 8,000 人となっている。平成 28 年 3 月に示された高石市人口ビジョンでは、今後何も対策を講じない場合、平成 52 年には人口が 46,686 人（国立社会保障・人口問題研究所推計より）まで減少する可能性が示された。本市の状況として、「出生数の減少」「高齢者が急増」「20 歳～30 歳代（子育て世代）の転出超過」が挙げられる。

「働きながらでも子育てができる環境」「子どもを産み育てやすい環境」「健幸に過ごし、支え合いのできる地域」「安全・安心なまちづくり」を進めていく必要がある。

日本全体で人口が減少している時流においては、本市においても人口が減少するのは抗えない流れであるが、減少率を抑えなければならないと考える。子育て世代や同居近居を望む高齢世代に向けて、文教都市をはじめとした魅力あるまちとしての PR や転入の促進を要望する。

6-1. 総合戦略の修正（政策提案）

少子高齢化や人口減少への対応、地域の様々な課題を中長期的な視野に立って取り組むには、子育て・教育・福祉・空き家対策・駅周辺の賑わい・土木・財政等の課題があり、行政の縦割りの弊害をなくして、全庁的な議論が必要である。

これらをまとめるために、専門的なセクションを立ち上げ、人口増加に向けて積極的な取り組みをしていくことを要望してきたが、十分な機構改革ができていないとは言えない。平成 28 年の 3 月に高石市の「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、人口動向等の分析から 4 つの基本目標が示された。基本目標には数的目標値である KPI が設定され、それぞれの達成度が年度ごとに PDCA サイクルで評価されている。KPI とは Key Performance Indicator／重要業績評価指標というもので、これは KGI（Key Goal Indicator／重要目標達成指標）を達成するための中間的に計測される指標である。この場合、数値化されていないとはいえ、基本目標が KGI と見立てられ、この基本目標を達成するためには KPI の進捗管理が非常に重要である。KPI と基本目標とが縦糸で繋がっている必要がある。KPI の設定が適切に設定されているか、それが達成されることで基本目標の実現に近づくのか、などのチェックを適宜おこないながら、戦略を遂行されるよう要望する。

6-2. 空き家対策（政策提案）

空き家の増加は、国内の社会問題となっており、高石市でも、毎年空き家が増え続け、約 1,000 戸近い空き家がある。

高石市の人口減少傾向に歯止めをかけるためには、空き家を活用した、転入や定住の促進を促す施策が求められている。そのような状況下において、平成 27 年より空き家バンク制度が開始されたこと、また、平成 28 年 4 月から空き家対策補助制度を開始し、空き

家バンクを利用したさいのインセンティブを設けた結果、成約件数が大幅に伸びたことは大いに評価する。（成約件数、平成 27 年度：3 件、平成 28 年度：30 件、平成 29 年度：13 件※7 月末現在）また、需要に応じて、必要な予算の計上を要望する。

今後の取り組みとしては、空き家は更地に比べ固定資産税が軽減されており、有効な活用が難しいことから放置されやすい現状があり、空き家をより迅速に市場に供給し、利活用を促す為には、一定の手続きの後に軽減税率を撤廃することが必要不可欠となる。

まずは、空き家バンク制度をより周知させることが重要だが、それだけでは 1000 戸近くある空き家の抜本的な解消には程遠い。将来的には、5～10 年程度を目安に、段階的に軽減税率額を引き下げ、空き家の売買を促す取り組み等を含めた、積極的な空き家対策を要望する。さらに、大部分はなくなったが、本市では危険な特定空き家（老朽空き家）が発生した場合は、毅然とした対応を要望する。

6-3. マンションの高層化（政策提案）

高石市は 10 年間で 3,500 人以上の人口が減少している。しかし、核家族化によって、世帯数はこの 10 年間で 500 戸以上増加している。

人口増加策には、まず高石市に住む場所が少ないことが挙げられる。特に、20 歳～30 歳代（子育て世代）の転出超過が挙げられ、この世代が転出すると少子化が進む要因にもなる。不動産業者の情報によると、子育て世代が戸建てやマンションを買う場合、約 3,000 万程度の物件が買いやすい金額とのこと。

高石市の地価は近隣市と比較しても高く、かつ、上昇傾向にあり、住みたくても選択できる物件が少なく、土地も狭いなどの理由により、近隣市町村に流れる傾向がある。

開発エリアの少ない高石市で、定住促進を建設的に考えるならば、主要駅を中心にマンションの高層化等の空間を活かした土地利用が行えるよう必要に応じて建蔽率等の緩和を要望する。

6-4. 出生率の向上 国民希望出生率 1.8%への取り組み（政策提案）

厚生労働省が実施している平成 28 年の人口動態統計の年間推計で、出生数が過去最少の約 98 万人となり人口減少に歯止めがかかっていない。高石市では平成 20～24 年の合計特殊出生率は 1.5 人と国や府の平均は上回っているが、少子化に歯止めがかっている状況とはいえない。

政府も希望出生率 1.8%を目標に掲げており、子供を産み育てやすい環境が必然的に望まれる。しかし、子育て世帯が第三子以上の子供を出産できない要因として、「子育てや教育費にお金がかかりすぎる」という指摘がある。（平成 23 年内閣府の調査）。しかしながら、これらの議論では、乳幼児等医療助成や妊産婦検診の助成の拡大など、各市町村ともバラマキ型の自治体間競争の域を出ない横並びの政策しか議論されていない状況といえる。

平成 28 年 3 月に示された「高石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、これまでの施策や平成 28 年度に計画している施策の列举に終始し、インパクトある施策が乏しい。未婚・晩婚が増えていくなか、複数以上の子供を産み育てたいというニーズには希望に応じた出産、子育てができる環境を整備していくべきである。

例えば、子供を 3 人以上生み育てている世帯には、保育料の無償化の拡充や教育パウチャーや税制の補助制度などを行い、3 人以上産み育てることを促した取り組みを図ること

や、子育てや教育の環境をより充実させ「子育てや教育をするには高石市へ」と PR し、まずは出生率 1.8% を目指す取り組みを立案し、PDCA サイクルにて検証していくことを要望する。

7. 高石市内の各駅周辺のあり方について（予算要望・政策提案）

高石市内の各駅周辺の活性化等のあり方については以下のとおり提案する。※羽衣駅は別に記載済み。

7-1. 高石駅西地区

高石駅西地区のまちづくり（区画整理等）は地域の反対もあり、長年停滞していた事業だが、平成 25 年度からまちづくり協議会が再始動し、地域の意向調査、意見聴取などが行われ、平成 27 年には地域住民参加型の「まちづくり説明会」が開催され、今日までまちづくり勉強会が定期的に行われている。

同じ小学校区である高師浜 1,2,3,4 丁目・千代田 2 丁目と、当該地域（千代田 1 丁目）を比較すると、駅前にもかかわらず最も子育て世代が激減し、高齢化が進んでいる。

「家の前まで自動車では入れない」「RC3 階建てが建設できない」などの理由によるものと思われるが、根本的な要因として考えられるのは、かつて決定された計画が進捗せずに、宙に浮いたままになっているからである。

消防活動困難区域の解消だけでなく人口減少対策の観点からも当該地域の方向性を構築すべきである。

7-2. 北助松商店街

高石市内で唯一の法人格を有する商店街である「北助松商店街」は、道路を挟んで泉大津市と隣接している全国的にも珍しい商店街である。

地域住民が主体となって取り組んでいる「わいわいフェスタ」が継続実施されており、盛り上がりを見せている。

高石市としても泉大津市と連携し、地域の商店や住民が運営しやすい環境を整え、後方から支援できるよう要望する。

7-3. 富木駅周辺

取石地区の整備は非常に遅れており、公共投資の比重は「西高東低」とよくいわれ、取石地域の不満の声も数多く寄せられている。富木駅周辺の整備については、「富木駅の北一番踏切の拡幅」が今後 JR との協議が整うか否かが最重要課題である。アリオ鳳によって周辺地域に賑わいがある一方で、富木駅周辺はその恵沢がもたらせていない。富木駅の活性化をもたらすためには道路の拡幅が挙げられる。

しかし、道路を拡幅させるためには踏切の幅が狭いことがボトルネックであり、都市計画決定されている富木中央線の事業化に対し物理的障害となっている。踏切の拡幅を一刻も早く結実させ、富木駅から国道 26 号線に向けて一方通行になっている当該道路の拡幅を実現し、対面通行可能な道路にすることと、富木駅東側の整備を行うことを要望する。

7-4. 高石駅東側再整備

南海本線の高架化に伴い、高架下・側道・周辺道路の整備も当然必要である。現状では

市民に利便性があるとは思えない。高石の中心に位置するアブラたかいしの周りに人が集まりやすい環境づくりを要望する。具体的にはそれらの完成時のビジョン、完成予想図を早期に作成し計画を立て速やかに実行し早期完成を目指すべきである。

高石駅東側の駅前ロータリーにおいて、現在の形状は東側の一方向から進入し、同じ東側の一方向にしか退出できない形状である。

ロータリーの利用状況は何度も目にしているが、時々一般の自動車の進入はあるものの、ほとんどは配達業者の車の U ターンとタクシーの停留場となっている。また、選挙の際の選挙車両の停留、巡回といったところである。

連続立体交差事業を進めていくなかで、東側改札を利用する乗降客が増えている実情を踏まえ、現在のロータリーのあり方も検証し、利便性向上に向けて考慮、検討するよう要望する。

また現在、駅前広場に多数の自転車が止められているが、本来は駐輪できるスペースではなく、高石の玄関口としてふさわしい景観とは言い難い。駐輪場を含め市民が活用しやすいよう駅前広場の環境整備を要望する。

7-5. 羽衣再開発事業（政策提案）

平成 28 年度より再開発ビル本体工事に着手され、平成 31 年秋の完成が予定されている。安全対策に注意して頂き、工事が順調に進むよう期待している。また、羽衣駅の西側にもビジネスホテルが建設され、数年で羽衣駅周辺の状況も変化していくことになる。

羽衣駅周辺の開発に留意すべき点は 2 つほど挙げられる。

1 点目は、羽衣駅周辺のまちづくりのビジョンや構想の必要性である。近隣には高校・大学・専門学校があり、それらを生かした文教都市としてのまちづくり、また、羽衣地域にあった良質なイメージに伴った空間を形成していくよう要望する。

2 点目が、駐車場、駐輪場における課題である。羽衣駅は、約 2 万人/日が利用する急行停車駅であり、乗降客のニーズに合った駐輪場等のインフラ整備が不可欠である。現在でも、駐輪場は一部で不足している現状であり、現在の羽衣駅西側の第二駐輪場と駅東側の第一駐輪場が無くなるため、高架下の駐輪場が必要である。具体的には「通勤通学などの長時間利用」と「羽衣駅の商業施設を利用する短時間利用」の双方のニーズに応える必要がある。駐車場の設置に関しては、現実的には高石市には有用な土地がなく、羽衣駅周辺で民間活力を促す必要がある。羽衣駅周辺の賑わいを促すには、駐車場が不可欠なことは言うまでもない。以上を踏まえた羽衣駅周辺の駐車場、駐輪場の確保を要望する。

8. Wi-Fi の整備について（予算要望・政策提案）

無線 LAN の規格のひとつである Wi-Fi は、インターネット、情報通信など、現在の社会において必要不可欠であり、東京オリンピック、パラリンピックの事前キャンプ招致、2025 年開催に向け誘致活動が行われている大阪万博にも大いに関係があるものとする。海外への通信にはかなりの高額な費用がかかるが、フリー Wi-Fi だとそれが無料になる。

日本人が海外へ旅行などに行った時と同じように海外の方が来日された際にもフリー Wi-Fi というのは非常に重要なものである。国でも Wi-Fi 整備を推進しており、観光目的、防災目的の Wi-Fi 整備であれば国から 1/2 の補助金が得られる制度がある。

現在の通信社会は NTT に代表されるように、Wi-Fi による町興し教育の ICT 化などにも取り組んでいる。実際、有事の際では電話が大変つながりにくい状態になる。電

話以外の通信手段の確保という点で防災面にも大いに役立つと考える。

関西国際空港を擁するこの泉州地域において高石のみでとどまるものでなく泉州地域一帯となって整備していくべきと考えているが、モデル地域となるべくまずは本市から進めていくべきである。

これを足がかりに高石市内全域に広がることを理想とする。インターネット、メール、ソーシャルネットワークというものは現在の若者にとって生活に染み付いているものである。

イニシャル、ランニングと両方のコストが嵩むことから一度に全域の整備というのは困難ではあるが、国の補助金を有効に活用しながら、まずは公共施設・公園・本市の駅周辺地域などに整備し、検証しながら広げていくべきである。

9. 市民活動による街の活性、文化の継承への支援制度（予算要望・政策提案）

だんじり祭りをはじめとし、高石模型祭りなど幾つかの事業が市民の行動やアイデアによって行われている。地域のことを考え、ひいては高石の発展のために尽力されているイベントが多数ある。

市民が行政を身近に感じ、市民によるアイデアや行動を喚起し若者を街に呼び込み、また、定住の促進、高石の活性、発展、文化の継承に繋がる市民事業に対し支援する制度の策定を要望する。

例えば和泉市では事業内容などを書き込んだエントリーシートを提出し、様々な事業に対し、市民が投票することで支援が決定するという制度がある。高石市は今年、市制 50 周年事業として市民事業に補助金の交付を行った。常に活気あるまちづくりのため節目の時だけでなく、継続的な補助金制度を要望する。

10. 広域連携の取り組みについて（予算要望・政策提案）

関西広域連合を一例に、観光行政の広域連携の有効性、必要性が高まってきている。以前まで、観光サービスをひとつの自治体で完結させる我田引水型の政治が続けられてきたが、それでは泉州地域が有する観光資源が散在してしまっており、本来持っている魅力を有効的に PR できていないのが現状である。

地車などの祭礼、熊野街道、古墳群や水間寺などの歴史的な資産、毛布や織物、包丁などの伝統的なモノ作り、関西空港やララポートなどの大規模商業施設の経済面での集積化など、泉州には活用如何によって世界に誇れる観光資源が確実に存在している。堺以南の泉州地域の自治体間連携を強め、公共交通の利便性を高め、コンパクトシティとしてのネットワークが形成されるような取り組みを要望する。

Ⅳ. 【公平な社会の実現】～みんなに優しいまちづくり～

1. 滞納金の整理（政策提案）

本市には多額な収入未済金と不納欠損金がある。生活困窮者に対しては温情ある対応をしなくてはならないが、一方で額に汗して働いて税金や使用料を支払っているのにもかかわらず悪質な滞納者が存在するようでは、あまりにも不公平で、頑張っている人たちの仕事への意欲も削ぐ原因となる。

滞納者情報の一元化や必要があれば、他市との広域連携を図り、効率的・効果的な滞納金徴収に取り組むべきである。

2. 介護予防の充実（予算要望）

介護予防の要諦は「高齢者が外出すること」である。勇退後も趣味や遣り甲斐を見つけることのできる方々もいれば、定年後の「燃え尽き症候群」により引きこもってしまい、精神的な疾患にかかってしまう方々もいる。

まずは「高齢者」と一括りにせず、多様な人生を歩んでこられたからこそ、多様で小規模な居場所づくりが必要不可欠である。「大きな施設が少数あればいい」という考え方は介護給付の観点からも合理的に見えるが、そのみでは必ず「行きにくい」と考えてしまう高齢者も多数存在してしまい、介護予防としての効果は薄いものとなる。

それゆえ、現存の介護予防事業の支援はもとより、市民主体で取り組んでいこうとする多様な団体を応援できる体制が必要である。平成 29 年 4 月から総合型介護予防事業が施行された。市民がボランティアで出張し、介護予防体操など定期的に行っている。そのような輪を広げ、より健康な社会を目指すために市民主体の介護予防活動（通所型 B）に対し予算化することを要望する。

また、SWC との連携も密にし、健康意識を高め、医療費・介護給付費等の縮減に努めるよう要望する。

3. 子育て世代の居場所づくり（予算要望）

平成 28 年 12 月にアプラたかいし 3 階ハグッドがオープンし、3,000 人/月以上の大人と子供達が利用している。また、定期的にアプラ大ホールを利用して、市民向けのイベントも実施しており、多くの市民の皆様からもよい評価を聞いている。今後、4F の図書館とも連携して、より市民の居場所作りとなる場所へと深化して頂くことを要望する。

また、一時預かりに関しては、約 20 人/月平均で推移しており、人件費等の費用対効果をよく精査して取り組むよう要望する。

4-1. 生活保護の適正受給（政策提案・予算要望）

高石での不正受給額は他市と比較して少ない（図 7 参照）が、だからといって看過できる状況ではない。当局が把握している不正受給はあくまで氷山の一角であって、まだまだ表面化されていない不正受給額は存在すると思われる。

生活保護受給せざるを得ない困窮者への支援の必要性は言うまでもないが、弱者救済を旨とする生活保護費の不正受給を根絶しなければ生活保護制度そのものの基盤を揺るがしかねない。受給が必要な方が受給できずに、不要な方が給付を受けているという逆転現象

が起こらないよう努めるよう要望する。効果的・効率的な状況把握に努め、不正受給が発生することのないように組むよう要望する。

	件数	金額
平成 24 年度	7 件	275 万 7,716 円
平成 25 年度	6 件	116 万 9,510 円
平成 26 年度	7 件	253 万 9,671 円
平成 27 年度	6 件	40 万 0,603 円
平成 28 年度	14 件	320 万 6,797 円

図8:高石市における生活保護費の不正受給額(件数と金額)

4-2.生活保護の取り組み（政策提案・予算要望）

生活保護の目的とは、「憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障すると共に、その自立を助長することを目的とする」と規定されている。

しかし、実際には「年金生活者の生活水準以上の暮らしが税によって補償されている」という社会的批判も多く聞こえ、その不公平感が保護者へのあらぬ批判につながっている。特に、生活保護から外れると、年金、国保の加入が義務付けられ、保護期間に比べると負担が大きい生活が待っている。そのため自治体が就労支援事業を行っても、十分な成果が上がりにくい現状となっている。

しっかりと働いて納税をし、健康で自助努力に応じて生活ができる社会を構築していくことが大事である。働ける方には、行政が主導して訓練手当を実施すること、また支給の期限を設けること、さらには就労を前提に給付を行う制度にすることが求められる。

単身高齢者の方には、家族と一緒に暮らせることが本来の我が国が持っていた文化・風土であり、家族制度を復活させる上での道徳心や制度的な見直しの時期にきており、生活保護についての取り組みを検討するよう要望する。

5. こども医療費のあり方（予算要望）

高石市の乳幼児医療費は通院が小学校卒業まで、入院が中学校卒業までとなっているが、府下の他市については通院の医療費助成（平成 29 年 4 月現在）は、18 歳到達年度末が 5 つの自治体で、中学生卒業年度が 31 の自治体という助成状況にある。本市のように小学校卒業年度までの助成は 7 つの自治体であり、子供への医療助成という点では、他市から大きく遅れている。

一方で考えなければならないのは、小児科の負担が増加することと、必要性の乏しい受診行動を起こす「とりあえず来院」の住民が増え、総医療費の増につながることである。乳幼児医療費拡充の進捗が早かった関東の自治体では「こども医療費適正受診プログラム」をつくって適正受診を促している事例もあるほど。

「市民が望んでいるから」という要望を真摯に受け止めることを求めるが、同時に助成を拡充することでの医療費の影響と財政的影響を並行して検討しなければならない。

平成 28 年の第 4 回定例会で高石市議会が決議したように義務教育の中学生卒業年度までは、医療助成を要望するが、それによる財源確保を同時展開しなければならないことを留意するよう要望する。

6. 母子健康センターの利用促進（政策提案）

高石市の母子健康センターは全国で唯一の公立助産所である。かつての日本人が営んできた自然なお産というものが見直され、広まりつつあるなか、当センターの果たす社会的役割は極めて大きい。

しかしながら、同センターが一体どういう施設なのかを知らない市民が多く、まだまだ周知不足であることも否めない。

同センターの自然なお産ができる施設であるということの啓発に努めることもさることながら、母親になる前の心構えや最低限の知識をしっかりと体得できるなど産前産後子育てまでのワンストップ支援の施設であるということも普及促進していくべきである。

7. 福祉バスの有効活用（政策提案）

平成 29 年 8 月 1 日より、高石市内を巡回する福祉バス「らくらく号」が新しくなり、2 台運行から 3 台運行に拡充され、1 日 5 便から 7 便に増便された。

しかしながら、乗り換えの不便さ、片方のルートしか運行しない、老人福祉センターを回る場合一便では回れないなど、以前に比べて不便になったという指摘もある。

そこで、3 ルートのバスにもう一台を配置し、以前の福祉バスのように高石市全域を回る便を増やすことを要望する。

また、市域をまたいでの運行、高齢者や障害者、妊婦の方以外の現役世代の人も利用できるコミュニティバスのような運行形態も調査研究のうえ検討するよう要望する。

8. 高齢者の「生涯現役社会」の実現（政策提案）

近年の研究では、高齢者は健康であることが明らかになっている。高齢者の通常歩行速度を比較すると、10 年で 10 歳ほど若返っているという研究結果が出ている。歩行速度は「若さと健康のパロメーター」とも言われており、現在は健康寿命が 10 歳程度伸びていると考えることができる。その意味で、60～65 歳定年制が導入された時期より肉体年齢が 10 歳若返っていることを考えると、75 歳まで働けることが妥当な年齢と言える。

今後行政は、超高齢社会を逆転の発想でプラスに考え、高齢者の方々が元気に働ける「生涯現役社会」を築く下支えをすべきと考える。「生涯現役社会」は社会保障費抑制策としてだけではなく、老後も「生きがい」を持って生きていくために重要な政策である。

また、高齢者の方々は、若者が持っていない「経験・知識・人脈」という財産を持っており、この財産を有効活用することが地域の発展にもかかせなくない。企業が高齢者の雇用を後押しする雇用政策を要望する。

9. 定期的な福祉の連絡協議会の開催（政策提案）

高齢化社会が進む現代の社会において、地域全体で見守り共存していく、すなわち地域包括ケアシステムの構築が必要不可欠であることを従前より訴えてきたところである。このことに関しては国の方向性も示すところであり、行政においても既に傾注し対応しているところである。

また昨年も要望したが、社会福祉協議会・地域包括センター・医師会・ケアマネジャー・特別養護老人ホーム・グループホーム・介護者家族の会・各自治会に至るまで福祉に

関するあらゆる団体と必要な情報を共有できるような協議会の開催を要望する。それら各団体と定期的な連絡協議会を開催し、情報や意見の交換を行い認知症患者や要介護者、高齢者が安心して暮らせる高石市を目指すことが重要であると考える。

10. 保育所の継続入所について（政策提案）

第1子を保育所に預け、第2子を出産された場合、産前産後の休業を経過し、育児休業期間に入ると第1子を一時退園させないといけない。これは、産前産後は保育所の入所基準に適合しているが、育児休業期間は入所基準に適合していないとの理由から生じている課題である。この場合、認定こども園（取石、加茂、東羽衣、南海愛児園、取石南、高石、羽衣、清高、浜寺）の場合は、第1子を1号認定に切り替えることによって、継続して施設に入所可能だが、認定こども園化していない保育所（綾園保育所）に関しては、上記のように退園を迫られることになることから、継続入所できるよう要望する。ましてや、高石市は待機児童が少ない街であることから、第1子を退園させる手続きを保護者に強いることは子育てに優しい街とはいえない。

11. 健幸のまちづくりの取り組みについて（政策提案）

本市は平成26年度からスタートした健幸ポイントを活用したSWCにより、約1700人もの市民が歩数計を携帯し、歩くことによって健康を維持しようとした積極的な健康政策を展開してきた。無関心層の掘り起こしなどが成果として上がっており、今後も、市民の健康推進と医療費の抑制といった国家的課題に向き合っていくべきと考えます。

平成29年の5月に発足された「健幸のまちづくり協議会」は、住民・企業・医療機関・公的機関など多角的な知見とノウハウを用いて、具体的に事業を動かしながら、現実に健幸づくりを進めていくものである。

市は事務局を担うとのことだが、異業種の方々との共創はファシリテーション能力が求められる非常にタフなミッションである。そして、今後の地方自治にとっては不可欠なスキルでもある。この機会に、人財育成という観点からも専念させることのできる職員に担わせる必要がある。

12. コミュニティカフェについて（予算要望）

平成28年より実施される創業型コミュニティカフェは採算性、費用対効果、社協に依存する体制などが問題である。行政のサポートを受けていないコミュニティカフェが充実した取り組みをしている例もあり、補助金の在り方を十分に精査するよう要望する。

自治会が運営しているコミュニティカフェにおいては、収支均衡が困難であり、自治会の財源から補てんしなければ健全に運営できないのが実情であることから、実情に応じてサポートしていく取り組みを要望する。

V. 【防災・防犯】～市民が安心して安全に暮らせるまちづくり～

1. 臨海工業地帯の防災対策（予算要望・政策提案）

臨海工業地帯は埋め立て地であり、来るべき南海・東南海地震で発生する津波による被害が甚大であることが容易に想定される。少しでも被害を少なくするために万全の備えをしておかなければならない。

平成 28 年 3 月に大阪府地域防災計画の 3 度目の修正が実施され、より具体的な被害想定が示された内容によると、内陸部へも甚大な被害が及ぶ可能性を示唆した。大阪府の対応は国からも高い評価を得ているが、各工場の防災力も一層向上していくよう市からも引き続き要望を挙げ、支援していくべきである。

これまでに臨海部の従業員の避難については、津波避難タワーの建設の促進や企業立地等促進条例・高砂 1 号線の液状化対策と既に実施してきたところではあるが、防災には「これで大丈夫」という概念こそ取り払うべきであって、今後も臨海部で汗を流して働いてくれている人たちが安心して仕事に従事してもらえよう、臨海部や大阪府との連携を強化していくべきである。

今後も、液状化対策については西向き車線の実施、1 号線と各企業との接点（歩道部分）の液状化対策実施に関する問題の対応、更に阪神高速湾岸線に避難できるような取り組みについての協議も進めていくよう要望する。

2. 総合避難訓練のレベルアップ（政策提案）

平成 28 年も津波避難訓練が実施された。災害の被害を最小限に喰いとめることに最も貢献するのは、住民の意識である。しかし、大きな震災から時間が経過するにつれ、どうしても意識が薄くなってしまう傾向があるということも直視しなければならない。

行政は、住民の生命と財産を護るために、住民にどのようにして働きかけをするべきなのか、どのようにして意識を継続してもらうかを思考錯誤しなければならない。

特に、昼間の災害時においては、地域には子供と高齢者が中心に避難するという状況も出てくると推察する。その為に、防災教育の充実や地域での子供と高齢者との関係を密にしていくことは非常に重要になってくる。また、避難後の避難所内に混乱が起きないように、マニュアル作成等の対策を講じておくべきである。熊本地震においては、避難所での二次災害等が新たな課題として象徴的になった。避難所の設営、過ごし方などの実践的な訓練も今後検討すべきである。

避難訓練の成果は、決して参加人数の多寡ではない。避難しているときの住民の姿勢、職員の態度など、避難訓練を通して透けて見えてくるものに改善すべき課題が見つかることもある。その課題を精査し、毎年毎年の総合避難訓練の練度の向上こそ、住民の防災意識を継続させる最良の手段である。PDCA サイクルをもって、総合避難訓練を向上させていくよう要望する。

3. 被災時のパートナーシップ（政策提案）

東南海・南海地震が発生した場合は、沿岸の自治体が広範囲に渡って津波被害を受けることが予想される。その場合、物資などの供給ラインが煩雑になり、避難所や避難者に対して円滑に食糧が届かなくなる可能性がある。

そういった事態を防ぐためにも、事前から津波被害を受けることのない山間部の自治体と災害発生時の相互支援の協定を結び、カウンターパート方式で円滑に物資を供給、調達

できるようなパートナーシップを要望する。

近隣他市との連携では同一被災の可能性が非常に高いため他府県との連携が非常に重要である。単独の市町村では経済的にも物理的にも補うことが困難な備蓄品の完備を共同で行い、市民の安心安全を守るため、顔が見える形での合同訓練の開催を要望する。また平成 27 年より堺高石青年会議所が社会福祉協議会と協定を結び、災害時の支援を表明している。こういった取組みも十分考慮し、うまく活用するよう要望する。

4. 道路の整備（予算要望）

高石市内の主要道路について、以下のとおり要望する。

4-1. 南海中央線について

未だ地域住民からの危険視する声は収まらず、交差点内の縁石には車のタイヤ痕が見られる現状があり、縁石に乗り上げてしまうという事例も散見される。

また、左折する自動車が縁石を避けるために大回りし、右折待ち車両に接近し、事故が起ころうな事例も多数あり、トラック等の車長が長い車両は右折待ち車両がある際、曲がりきれず一旦停止後バックし進路を取り直すという事例も発生している。

ほとんどの自動車が左折の際、曲がり切った時にはセンターラインを越えてしまっており、そこから左側の車線に戻っていくという進路である。

交差点内の縁石については自動車による自転車への巻き込み事故の防止策であるということであるが、交差点内のアールのついた縁石にならない自転車が一旦左折するかのような進路をとってから直進に向いてくるため、左折自動車が急ブレーキをかけてしまうという事例も見受けられる。

南海中央線での人身事故の件数は平成 24 年の自転車道ができる以前と平成 25 年以降、自転車道が出来てからと比べると増加している。

交通安全において守られるべき順番として、歩行者、次に自転車、そして自動車であるということは理解できるが、自動車を安全に運転しづらい状況では歩行者や自転車の安全度が高まるとは考えにくい。自動車が安全にスムーズに運行されている方が歩行者や自転車の安全に繋がると考える。

どのような対策でも完全に安全が守られるということではないが、交差点内の縁石については大変危険である。オレンジのゴム製のポールのみであれば、万一接触したとしても大怪我や自動車、自転車の故障や破損等に至らないと考える。

高石市内のメイン道路とも言える南海中央線は、ウォーキングやジョギングのみならず、すべての利用者において安全安心快適な道路を目指すべきである。

交差点内の縁石については市民の声としても危険だという現実を認識するべきであり、早期に形状の変更へ取り組むよう要望する。また、歩道が広いためほとんどの自転車が自転車道を通行せずに歩道を通行している現状である。自転車は自転車道を通行するよう啓発が必要と考える。

4-2. 新村北線について

平成 27 年に開通した新村北線は、周辺住民のみならず市内の東西を結ぶ重要な道路の一つである。

昨年も要望したが、当該道路においては現在もまだ改善を必要とされる部分があるよう

に感じてやまない。

中小路通り交差点における信号機の 4 台設置については、地域自治会長とも協議のうえ警察へ要望したものの、実現には至らなかった。しかし、現在も危険な状況に変わりはなく、行政からも警察へ信号機の 4 台設置について要望するよう求める。

また北幼稚園前南北横断歩道の設置については引き続き要望する。この箇所東側には横断歩道と信号機が設置されているものの、東羽衣小学校への抜け道として幼稚園前を横断してしまうケースが散見される。子ども達の安全のためにも横断歩道の設置と注意喚起を要望する。

平成 28 年の要望にも指摘したが、残念なことに自転車レーン走行中の自転車が後ろから来た自動車に接触される事故が発生した。繰り返し指摘するが高石市として検討すべきは、全線において自転車の通行レーンが整備されているものの、車道の幅員を圧迫している事と自転車レーンの矢印が段になっていて自転車の走行者に嫌悪感を持たせる事から車道側へ避ける可能性があり、自動車と自転車の接触事故が発生する可能性が高いということである。

4-3. 高石北線について

高石北線は、南海電鉄の連続立体交差事業により高架化が成された際に開通する運びとなっているが、現在の想定としては高架下の側道との交差点及び府道 204 号線との結節点には信号が整備されるものとする。

地元の見守り隊によると、齊藤耳鼻科前の交差点において、東西の車両の通行量は現状多くはないが、南北の通学児童及び通勤通学の横断が多いという感触を持たれている。この交差点については信号機の設置が必要と思われ、現段階より要望する。

また旧高師浜公民館前の通りとの交差点においても子ども達の横断が多く、先の箇所との距離が短い事もあり信号機は難しいかもしれないが、横断歩道の設置と注意喚起は必須と考える。

更に齊藤耳鼻科前から高架下の交差点までの間に高石北線と伽羅橋通りを繋ぐ道路が 2 本あるが、狭隘な道路であるためそれぞれ南北向きの一方通行にする事を要望する。

南海中央線、新村北線と開通後間もなく信号の設置等道路の改善を実施する事が見受けられ、高石北線はその様な事がないよう十分に事前検討を頂き、市民に喜ばれる主要道路となるよう昨年に引き続き要望する。

4-4. 取石 418 号線、富木線について

取石 418 号線の買収に関しては、残り 2 筆の地権者との交渉を丁寧に進めていくよう要望する。

また、富木線に関しては、アリオ鳳からの抜け道となる可能性があり、富木駅の混雑を回避するために、富木北一番踏切の拡幅が条件となっている。

取石 418 号線と富木線の整備を行うために、買収交渉をより円滑に進められるよう要望する。

4-5. 建築基準法第 42 条第 2 項道路後退整備の遵守（予算要望・政策提案）

建築基準法第 42 条第 2 項に規定されている道路（幅員 4m 未満）に接道する建築物が改築等をするさいに、セットバック（中心から道路幅を 2m 確保する義務を負うこと）しなければならないが、その部分は適正に管理されていない。

道路幅が 4m 以上になれば、自動車が通行可能となり、不動産価値も上がる。このままでは災害時や緊急時の対応が困難となることから、市民の生命と財産を守るという観点からも、現状のまま放置することは看過できない。また、狭い道路幅によって家屋の購買意欲が減衰され、結果的に空き家の増加を助長している点もあわせて指摘する。

これらの点からも狭隘な 2 項道路に面した土地において建築する際は、4m 以上の幅員を確保することが必要であり、幅員確保部分の更なる適正な管理について所有者に対し啓発することを要望する。

5. 都市計画道路の事業化（予算要望・政策提案）

高石市の都市計画道路は高度経済成長時代に作成されたものだ。しかし、平成 29 年 2 月現在で、高石市都市計画整備状況としては、総延長は 39,280m で、その内訳は、整備済延長 26,170m、整備率 67%、整備中の区画 5,040m、未着手区間 8,070m となっている。

現在では、高度経済成長時期である昭和 30 年代にデザインされた都市計画道路は整備が限りなく難しい状況であり、手つかずの状態である。

いつまでも現状を放置しておくことは、高石市全体において、地域開発の遅れにつながる。今後 10 年、20 年後の都市計画道路計画を設定しつつ、整備を進める道路、中止する道路、新たに整備すべき道路を明確に区分していくことが、過去の遺産からの脱却につながり、新しい高石市を目指すビジョンが明確になる。

本市を俯瞰し、限りある財源のなかで、整備を進める道路の優先順位を明確化し、決定しながら、市民が喜ぶよう安全安心の道路が敷設されるよう要望する。

また、特に取石地区の整備状況が進んでいないため、取石地区へもバランスのとれた整備を行うことを要望する。

VI. 【環境】～美しい高石の環境保全のために～

1. ゴミ減量化に向けた取り組み（予算要望・政策提案）

ごみの減量・再資源化の取り組みをさらに推進するため、平成 25 年 4 月から一部従量制による普通ごみの有料化がスタートされた。

年間の減量目標値を初年度は大幅に上回ったことについては、住民説明会を中心とした職員の努力を大いに評価するものである。しかし 2 年目にあたる平成 26 年度は微増、平成 27 年度もほぼ横ばいの状況であった。

そして、平成 28 年 4 月から実施されているプラスチック製容器包装の分別が始まり、ほぼ横ばいであった普通ごみが大幅に減少している。

泉北環境施設整備組合への負担金は構成三市の搬入量割となっており、減量努力が直接的に負担金の軽減となると考えられる。

そういった面からも更なるゴミの減量を考えるならば、市民が理解できるような還元策を含めた新たな取り組みを考えるべきである。また、一部で要望のあるシールの代用となる有料の袋の併用も視野に入れるような検討を要望する。企業に協賛を嘆願し、有料袋に企業広告を掲載させることも一つのアイデアである。

2. 空き地対策（政策提案）

土地開発公社の所有地や市が所有する普通財産などにおける空き地は、草木の剪定も可能であるため、管理がしやすい。しかし、私有地の空き地は無断で入ることができない。草木の剪定も所有者の義務であるが、現実には放ったらかしにされているのが現状である。

何年も放置されていると、草木の背が高くなり視界が悪くなる。やがては、不法投棄の温床や盗難の際の足掛かりとなるなど、治安悪化を招く。

「高石市空き地及び屋外広告物の環境保全に関する条例」の第 3 条には、空き地の所有者に対して適切に管理するよう責務が規定されている。このように、私有地であっても、近隣に迷惑がかからないように環境を保全しなければならないことは、所有者としての当然の責務である。

空き地が不良状態にならないよう、また、不良状態になってしまっている空き地を適切に管理してもらえるよう所有者に対し指導監督に努めていくべきである。

3. 市役所の省エネについて（政策提案）

経済産業省の資源エネルギー庁によって平成 28 年 4 月から電力の完全自由化が始まっている。現在では電力供給事業者との契約規模によって自由化されている部門と制限されている部門が分かれているが、来年度からは全ての部門において自由化となり、小規模事業所や一般家屋等も電力の供給先を自由に選択できるようになる。

そうなれば、新電力会社（PPS）のシェアが広がる可能性が高まり、高石市役所の省エネの推進に寄与できるものと考ええる。

こういった理由から、かねてより新電力会社への切り替えを要望してきたが、ようやく平成 28 年度の 4 月 1 日より新電力会社に切り替わり、約 700 万円/年の削減効果を見込んでいるとのこと。

電力会社の切り替え以外にも省エネ化が可能な部分はまだ残されている。民間分野では省エネによる削減効果額を収益事業としておこなっている会社が多く存在する。そういつ

た新たな分野にアンテナを張り巡らせ、市役所の省エネ化、ひいてはエネルギーの無駄使いを減らすよう要望する。

4. ゴミ委託料の算定基礎について（予算要望・政策提案）

平成 25 年 4 月よりごみ収集に一部従量制が採られ、ごみの減量化が目標値より大幅に進んでいる。高石市のごみは泉北環境整備施設組合（ほかに和泉市・泉大津市が構成市）に搬入され、その構成 3 市の負担割合の基準は全量搬入量割りが採用されている。搬入されるごみが少なければ少ないほど分担金が減り、歳出削減に寄与される仕組みとなっている。

当組合においては、搬入するごみの総量が減れば、各市の負担が減るという公平なシステムが構築されているが、ごみを搬入する事業者の委託料は減少の推移を辿っていない。

世帯数を算定根拠とするのはあらゆる点において公平性の妨げになっている。例えば、一世帯当たりのごみ搬出量が増えても委託料は変わらないため、その場合は搬入業者の負担が増となる。一方で、一世帯当たりのごみ搬出量が減っても委託料は変わらないため「ごみが減少しているのだから委託料も減らすべき」と単純な理論が展開される傾向が生まれる。しかし、ごみ回収の現場ではシール制の導入により市民からの苦情対応や不適正なごみの出し方に対する指導など、資料や数字では出てこない労苦が発生している。

他市の事例などを調査し、公平性を確保するべきである。一方で、算定基準を複雑にし過ぎるとかえって事業者の事務負担の増を招いてしまう。関係事業者と十分なヒアリングを重ね、進めるよう要望する。

5. 公共施設におけるトイレの洋式化（予算要望・政策提案）

現在、各家庭のトイレの形式において大多数が洋式である中、公共施設（学校含む）においては和式トイレの割合が未だに半分以上を占めている。

家庭の洋式トイレに慣れてしまった子供は和式トイレの使い方に大変苦労している。また長時間座ることについて和式では非常につらく、足には結構な負担がかかり、健康維持にも良い影響を与えているとはいえない。幼い子供や高齢者には負担が大きいと考える。和式トイレしかないところでトイレを我慢しがちになり便秘症になるという事例もある。

以上のようなことからトイレの洋式化を訴えてきた。それに対し、学校や公民館のトイレが洋式化される予算が計上され、その割合が増えることが見込まれる。議会の指摘を受け止め、すぐに対応していただいたことに高く評価するところである。また、市内各小学校のトイレの改修工事が平成 29 年に行われたが、全体的な洋式化が進んだとは言えない。

今後もトイレの洋式化を早急に進めるとともに、あらゆる市民に対応できるよう、市庁舎内のトイレに関しては温水洗浄便座やオストメイトなども完備させていくべきと考える。

6. 道路・公園関係の営繕費の増額（予算要望）

市民と接する機会に多くの相談を受けるのが、道路関係においては、カーブミラーの修復、路面の老朽対策、雑草や樹木の剪定など、公園関係においては、遊具の更新、止まった時計の修繕、トイレの衛生維持などである。財政再建がひと段落した現状、こういった部分の予算は増加していると思うが、順次対応できるよう要望する。また、路面の老朽対策や公園の遊具の更新については、国の補助等も活用しながら適宜実施するよう合わせ

て要望する。

Ⅶ. 【教育】～他市に誇れる文教都市に向けて～

1. 公立幼稚園のサービス充実について（政策提案）

平成 31 年 4 月から現在の加茂幼稚園に 1 園化されることが決定しているが、1 園に集約された公立幼稚園を存続させていくことが肝要である。しかし、平成 29 年度の 3 歳児保育の入園希望者は 12 名と少なく、公立幼稚園へのニーズが低くなっていることが明確になった。公立幼稚園を統廃合した理由は複数学級であったことから、一定数以上の園児を確保しなければ整合性が取れなくなる。

園児の確保に向けて、保護者や園のニーズを把握し、かつ、意思の疎通に勤め信頼関係を構築するよう要望する。

2. 校区編成（政策提案）

本市は高度経済成長期による人口急増に伴い小中学校がやや急増的に建設されてきた。以後、田畑が住宅地域に変わり、大規模な社員寮は空洞化が進むなど、市内の人口形態は大幅に変わっている。にもかかわらず、市内の校区は 40 年以上大幅な編成は成されていない。

今後、南海本線が高架化されたり、都市計画道路が延伸されたりと高石市内の地図が大幅に変わる。

これを契機として校区も抜本的に編成するため現時点から検討を進めるよう、当会派からも一般質問において度々指摘をしてきたところである。各地の住民、特に保護者の意見に耳を傾け、児童達の通学路の危険性や各学校における問題点を抽出し、長きに渡り問題なく機能する校区再編を実施するには、多くの時間と労力を必要とする。少なくとも南海本線の高架化が数年後に迫る現在、猶予は無いに等しい。学校数の見直しや小中一貫校（施設一体型）の実施についての検討も合わせてこの機会に行うためには、繰り返し要望しているが早急に将来の道路事情を示し、地域の声を聞く必要がある。

当会派が要望するのは校区の再編ではなく、現在の校区で将来も問題は無いのかの確認（市民の声による）作業を早急に実施することである。

3. 学校に国旗の常時掲揚（政策提案）

「愛国心を育てる」小・中学校で国旗の常時掲揚を要望する。「子どもたちに国を愛することを理解させるため」に、国旗掲揚台のあるすべての市内の小中学校で国旗を平日は毎日掲げる「常時掲揚」を始めるべきと考える。

全国的に、卒業式や入学式で国歌を歌わない教職員や児童・生徒が目立つ。この状況を変えるためにも、国旗や国歌の大切さを理解させ、国を愛する心を育てる方向に学校の意識改革をする必要がある。

また、教育基本法や学習指導要領にのっとった措置とも理解しています。国旗の常時掲揚を必要とする条例制定が必要であると要望する。

（注）2006 年に安倍内閣の元で成立した改定教育基本法は「愛国心条項」が初めて盛り込まれ、2008 年に改訂された学習指導要領では「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る」などの文言が入った。

4. 日本人教育（予算要望・政策提案）

交通や通信手段の発達により国家間の境が薄くなり、国際社会に対応できる人物の育成、つまり国際人としての教育の必要性が高まってきている。

国際社会が多様性を求めているのであれば、それぞれの国家の歴史や伝統、思想が根底にある国際人が交流する社会と成り得るが、コミュニケーションを円滑にするために固定化された言語、思想を求めるのであれば、それは多様ではなく一様である。

世界を構成する国々が環境・宗教・言語・神話を単一化させること、もしくはそれに近付けることは不可能である。いかなる国のいかなる圧力があるろうとも世界は多様でなければならない。

多様な世界に対応するために学ぶべきは自国の言語と神話である。日本の国柄は言語（大和言葉）・神話（記紀）・神々（皇室）と国民が繋がっていることである。

大和言葉は漢字でいうところの訓読みにあたるもので、「雨」なら「アメ」が大和言葉、音読みである「ウ」が大陸から伝わった読み方となる。この訓読みされる大和言葉には一音一音に意味がある。「ア」は開く、明るい、新たなどの「開放、開き広がる」を意味し、「メ」は女、芽、恵むなどの「愛でる、生命」を意味する。よって、広がった空から大地の恵みをもたらす存在を「アメ（雨）」と呼称するようにした。また、「マ」は誠、真、正に、的など「真理、時間、空間」を意味する。広がってはいるけれど、そこに真理があるという意味が重なり「アマ（天＝宇宙）」と名付けられた。よって、アマとアメは全く意味が異なる。近年出版されている古事記に関する著書において「天之御中主神」を「アメノミナカヌシノカミ」と記されているが、正確には「アマノミナカヌシノカミ」である。「アメ」とは読まずに「アマ」と読まねばならない。上記したように一音一音に意味がある大和言葉によって書かれていることから読み方が変わると意味が全く異なってしまう。古事記の冒頭の神々（浄化三神）は宇宙の成り立ちを書いているので、その部分に出てくる神様の名が「雨（アメ）」よりも「天（アマ）」でなければ意味が間違っただけで伝わってしまう。ちなみに古事記の序文では「訓高下天云阿麻。下效此。（天はアマと読みなさい。以下はこれにならえ。）」と書かれている。古事記の原文で読み方を注釈されていることから当時の日本人が後世に大和言葉を正確に伝達することを、いかに重要視していたのかも読み取れる。

当時の日本人が生活をしていくうえで編み出していったものが大和言葉である。地、血などの継続を示す「チ」から「チチ（父）」と読まれるし、阿波地方への道を示すのは「アワヂ（淡路）」である。クニは組むという「ク」、煮るという「ニ」から、「クミ」が時間をかけてじっくりできあがるものを意味するが、大陸から伝わった漢字である「国」は、正しくは「國」であり、武器や城壁で守られた土地を意味する。「夫婦」は漢字では「夫」が先だが、読み方は「メヲト」で女性が先にくる。

このように大和言葉を学ぶことは日本人の感性を養ううえで必要不可欠である。英語や数学といったスキルを学ぶことと、感性や哲学といった人間としての骨格を学ぶことを両輪のように教えていかねばならないが、現在の教育ではスキルや手法などの習得に偏っている。

知識・技能・技術を学ぶ末学あるいは時務学ばかりを重視し、人間力を付け人格を磨き徳性を育て、道徳や良い習慣を身に付ける本学を疎かにしてきたのが教育の根本要因であり、まさしく本末転倒となっている。人物としては優秀だが、精神が弱いという社会人が増えていると仄聞するが、そういった社会問題と現在の教育手法が全くの無関係とは考え

にくい。万物への感謝・感動、行動哲学、陰陽調和、無理に白黒をつけないファジーな面、楽天観といった日本人独特の感性や価値観を今こそ学ばねばならない。生徒たちに昔話を教えるような親しみやすさをもって古事記を学んでもらうような取り組みを要望する。

4-1. 高石っ子憲章

戦前は「教育勅語」という徳目があったが、高石市には「高石っ子憲章」がある。しかし高石っ子憲章を公立小中学校では、十分に教えておらず形骸化してきている。よって、その内容を市民が理解する必要があると考える。

高石っ子憲章では、現代の社会でやや形骸化されている「家族の大切さ」「人権の尊重」「感謝の心」「困難に立ち向かうこと」「国際性」「郷土を愛し、社会に役立つ人になること」などを教えている。しっかりと公教育で定期的に唱和していくことを要望する。

4-2. 道徳教育

平成 30 年度より小学校で、平成 31 年度より中学校での教科化が決定している道徳は、日本人として必要不可欠な「善悪の判断」「正義」「人間の尊厳」「愛」「感謝」など大事なことを十分に理解する教科である。子どもへの十分な指導と、既に実施している旨報告はあるが、教師の授業としての「道徳」に対する資質の向上を要望する。

4-3. 偉人伝教育

我が国の素晴らしさを見失っている現代社会の中で、家庭や地域とも連携して、「日本は素晴らしい国だ」「偉大な偉人が数多く存在した」という歴史をしっかりと教える必要がある。特に子供たちが郷土の偉人を学ぶことが極めて重要と考えている。偉人の生き方に触れて少しでも感動することで、子供たちの心を豊かにし、自分の生き方を考え、志を持って困難に立ち向かうことにつながる。

大仏建立に貢献した高石市から生まれたという行基の生き方を学ぶことや、近隣市では光明皇后や仁徳天皇の生き方を学ぶことによって、祖国や子供たち自身の自信や誇りを持つことにもつながる。人は尊敬する人物のようになりたいと思って努力するものだ。そのモデルとなる偉人伝教育をしっかりと教えていくべきだと要望する。

5. いじめの現状と対策の検討（予算要望・政策提案）

平成 28 年 3 月に「高石市いじめ防止基本方針」が策定された。内容として、「いじめは人として決して許されない行為」「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子供にも起こり得るとの基本認識に立つ」「いじめの被害を受けた児童生徒の立場に立つことが必要」「関係者が一体となって取り組む」などの文言は評価できる。しかし、いじめに関しては、加害者の子供への罰則は設けられたが、いじめを隠蔽した教師や校長などを罰する規定がないことが問題である。いじめの問題解決の責任は、いじめた子供はもちろん、それを放置し続けている教師や校長などにも責任がある。「教員が、いじめ行為に加担、黙認、参加した場合は、厳罰に処す」などの規定を盛り込むよう要望する。

また、スマホによるソーシャルネットワークを活用してのいじめは認知しづらい傾向がある。公立小中学校では、保護者に対して、安易にスマホ等を子供に与えることに対して、一定の制限を課すことも検討することを要望する。

6. 高石市文化向上施策（政策提案・予算要望）

文化への関心、埋蔵文化財や民俗文化財の保存、伝統芸能などの優れた芸術文化にふれる機会の拡充を考えていくべきだと考える。

その為に、各種文化団体の育成、文化遺産の保存、継承を行っていくことや、市民文化会館の運営や芸術祭等の開催、経験ある高齢者の方々が活躍した場を作る「まち講座」の開催を活発化していき、高石市としても側面からのサポートが求められる。

たかいし市民文化会館では、一流の芸能にふれることによって、市民の文化や芸術等の意識が向上し、市民も踊りや歌謡等に意識を持つことによって、文化的な生活を営んで欲しいという思いがあったと考える。

文化や芸術にはどうしても費用がかかるものであり、市民も参画しての文化的素養の高い事業を行えるための予算計上を要望する。

7. 土曜日授業と補修の強化（政策提案・予算要望）

高石市は、小中学校の校舎の耐震化・ICT環境の整備・エアコンの設置・中学校給食など教育環境のハード整備を進めてきた。また、小学校の外国語活動については、教育課程特例校の指定を受け、小学校1年生から外国語活動に取り組んでいる。

しかしながら、学力テストの物差しが全てではないが、府や国の平均を下回っている年度も多い。当市が「文教都市」や「教育のまち高石」といえる自治体を目指すためには、子ども達の学力を上げる取り組みを要望する。

具体的には、他市に先行して、土曜日にも授業を行い授業日数の大幅な増加を要望する。以前の公教育では、習熟度に遅れが見られた場合は、放課後に補習を受けることがあった。しかし、今の小中学校の学力を見ると、点数の低い子と点数の高い子の2極化している傾向にある。つまり、現在の公立学校での教育の仕組みは十分とはいえず、宿題をしない児童、習熟度の遅い児童には、補習を受けることのできる環境を整えてあげるべきである。

そして、他市よりも先行した学力向上の教育政策を実施することは、「文教都市たかいし」「教育のまち高石」を掲げる本市としては必要不可欠だと考える。これらの取り組みも研究し、公立学校での教育で十分な学力を維持できる取り組みを要望する。

8. 公立小中学校図書室の司書の配置を（政策提案・予算要望）

子供の読書や活字離れが進んでいるが、読書習慣によって学力を底上げするという効果がある。子供に適切な本を選んで、しっかりと読書できる環境作りが重要である。公立小中学校の図書室に司書教諭を配置するは、子ども達一人ひとりの読書相談にのることが出来、子ども達に読書意欲を向上させる効果があると考えている。

本年4月より公立小中学校の図書室に司書を配置したことは高く評価する。具体的には、図書館の指定管理者が学校司書や教員に研修を行ったり、子供達に選書の支援をしたりしていると聞き及んでいる。今後、市立図書館と公立小中学校の図書室との更なる連携を行ない、読書習慣が増す取り組みができるよう要望する。

9. 教育現場に専門のカウンセラーを（政策提案・予算要望）

高石市内の小中学校で学級崩壊により精神的ダメージをきたした教職員の長期休暇、いじめによる不登校児童の発生などが起こっている。

その不登校児童は友達もいるため、本心では公立の中学校に進学したいが、加害者もいるため無理に私立の受験を余儀なくされているという実態がある。

単純にいじめ加害者に罰を与え叱りつけるだけでは根本解決には至らないと考える。加害者の心にも何らかの原因があるはずである。

ここで具体的な学校名を挙げることを控えるが、平成 27 年に起こった事例に対し、教育委員会は府の制度を活用しカウンセラーの派遣を行ったが根本の解決までに至っていないと考える。

小中学校の 9 年間の教育は非常に重要であるため、現状への早期対応、今後の同じような事例への対策とし、教職員、児童両方に対する専門的な心理カウンセラーの常駐を要望する。そもそも教育現場への予算配分は国家的にも少ないと考える。本市でできることは限られているかも知れないが、教育現場にはしっかりと税を投入し、子供たちの教育に資するような配分をすべきである。

10. 子供達が思い切り遊べる環境の整備（政策提案・予算要望）

「ボール遊び禁止」と書かれた窮屈な公園の看板、変質者による気味の悪い事件の増加、気軽に家の中でも遊べない家庭環境の変化などにより、現在の子供達が元気に自由に泥だらけになって、そして時にはケンカもしながら安全に遊べる環境は、もはや、学校だけになっている。

しかし、その学校でも「全ての子ども達が」遊べるわけではない。自由に放課後 に 遊べる学校もあれば、そうでない学校もある。学校の主役は子ども達のハズなのに、自由に校庭で遊ばずに、「授業が終わったから、お家に帰りなさい」と下校せざるを得ない状況である。子ども達が自由に元気いっぱい遊べる環境を用意してあげるのは大人の責任であるはず。

学童保育は「保育を必要とする子ども達」で、共働き世帯の子ども達しか登録ができないという制限が敷かれ、どちらかの親が働いていない世帯の子どもは週 1～2 回おこなわれている「放課後子ども教室」に登録することができるが、これも毎日開催されているわけではない。であるならば、学童保育と放課後子ども教室を一体運営することによって、「全ての子どもが毎日」校庭を自由に使って遊べる環境が整備されるが、それには以下の障壁が惹起される。

1. 利用料金の問題・・・学童は月額 6,000 円、放課後子ども教室は年間 800 円（保険代のみ）
2. 場所の問題・・・児童が増えた場合の余裕教室がない
3. 縦割りの問題・・・学童保育は「生活の場」だから厚生労働省、放課後子ども教室は文部科学省。
4. 人の問題・・・学童はプロの指導員と元校長先生の嘱託で運営。放課後子ども教室は地域のボランティア。

特に 4 の「人の問題」の解決が最大の障壁となる。江戸川区のすくすくスクールや箕面市の「自由な遊び場開放事業」など先進的に取り組んでいる自治体もあることから、他市の導入ノウハウを調査研究のうえ、進めていただくよう要望する。

現在の子供を取り巻く環境は「すべてのリスクから子供達を守る」ことが金科玉条のようになっているが、行き過ぎてしまつて子供達の育成にまで大きな影響を与えている。かつて「遊びのプロ」と言われていた子供達は、大人の庇護を受けずに思いっきり遊べてい

たために、悪いことをしたら謝る、困ったことがあれば助け合うということを遊びで学び、コミュニケーション能力を養った。また、自分たちで色んな遊び方を発明していくことで発想力が身についた。このように子供達同士で遊ぶことは「教育」の面からも要請されるべきことである。

縦割りの弊害などの大人の都合を子供達に押し付けて成長を妨げる結果を招いてしまっ
ては、公教育の役目が十分に果たせていない。学校の放課後を子供達に返してあげるよう
要望する。

11. 小中学校の AED の配置について（予算要望）

AED（自動体外式除細動器）は、高性能の心電図自動解析装置を内蔵した医療機器である。心室細動に電気ショックを与えることにより、心臓のリズムを元に戻すことができ、突然の心停止には有効な手段であり、市役所本館や老人福祉センター、小中学校などに合計 26 台が設置されている。

7 校の小学校で 7 台設置されているが、その内訳は、職員室に設置されているのが 1 校、保険室内に設置されているのが 4 校、廊下に設置されているのが 2 校である。3 校の中学校で 3 台設置されているが、その内訳は、いずれも職員室に設置されている。国内の心臓突然死は年間 6 万人に及び、そのうち約 50 人は、小学校から高校生までの児童、生徒だと言われている。

土日の小学校の運動場で、急激な運動や心臓部にボールが当たり、突然の心停止を起こして倒れた児童に必要な措置をしなければならない場面において、AED が校舎内の保健室などの設置されているのであれば、校内に強引に侵入し、AED を取り出さなければならない。それでは、救える命も救えない。AED は運動場に近い場所や体育館の外側に設置し、子供たちが安全・安心に学校の運動場で過ごせる環境を構築すべきである。

12. 中学校の部活動指導員の制度化を（予算要望）

中学校の教員の 8 割が、過労死ラインの「月 100 時間超の残業」が常態化されている。その主要な要因が部活動である。また、競技経験のない部活動顧問が中学校で 46% となっている。文部科学省は、今年 4 月から学校に外部人材が単独で部活動を指導・引率できる「部活動指導員」（仮称）を置けるようにした。

高石市も地域の人材を活用しつつ、部活動指導員の制度化を進めていくべきだと考える。具体的には、試合の引率を含めた校務を緩和して、教員が本来担うべき教育に専念し、学力向上を目指すべきである。実技指導を充実して、部活動を活性化し、文武両道な学校生活を実現する。小学校で経験していたスポーツは可能な限り中学校でも継続できる環境づくりを実現できることを要望する。